

役員報酬等支給基準

役員報酬等支給基準の全部を定める。

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 浦安ダンスパーク（以下「ダンスパーク」という。）の定款に基づき、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員に対する報酬等の支給)

第3条 ダンスパークは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対する賞与及び退職手当は支給しない。
- 3 非常勤役員に対する報酬は支給しない。ただし、非常勤役員が特別な職務を執行した場合を除く。

(報酬の額の決定)

第4条 理事の報酬総額及び常勤の理事の報酬額は、それぞれ別表1「理事の報酬総額」及び「常勤理事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。

- 2 ダンスパークは、理事会の承認を得て、前項の規定の範囲内で常勤の理事各々の報酬の額を決定し支給することができる。
- 3 監事の報酬額は、別表1「監事の報酬額」に定める金額の範囲内とする。
- 4 ダンスパークは、理事会の承認を得て、前項の規定の範囲内で監事の報酬の

額を決定し支給することができる。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 前条第2項における常勤の理事への報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 前条第4項における監事への報酬は、必要な都度支払うことができるものとする。

3 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第6条 ダンスパークは、常勤役員に対し、その通勤の実態に応じ通勤費を支給することができる。

(費用)

第7条 ダンスパークは、役員の職務執行に要する費用を支弁することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則1 この規程は、非営利活動法人 浦安ダンスパーク設立の登記の日から施行する。

別表1 内容	金額
理事の報酬総額	1,000万円以内
常勤理事の報酬額	500万円以内
監事の報酬額	50万円以内

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利法人浦安ダンスパーク	事業年度	30年4月1日～31年3月31日
-----	-----------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 領
正会員会費収入	30,000円
受取利息等の収益	2円
非営利活動事業収益	2,556,800円
助成金収入	384,802円
	円
	円
	円
合 計	2,971,604円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 領
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,430,000円	地域イベント参加費
		118,800円	地域イベント参加費

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		178,500円	出演料
		139,500円	出演料
		136,000円	出演料
		93,500円	出演料
		89,500円	出演料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	貸付資産の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

- 4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	円	・・

- 5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
・	・	・	・	円
・	・	・	・	円
・	・	・	・	円
・	・	・	・	円
・	・	・	・	円
・	・	・	・	円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。）【⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日】

認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人浦安ダンスパーク					チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						<input checked="" type="checkbox"/>
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること						
(1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等						
ロ 各社員の表決権が平等であること						
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること						
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						
イ						
区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
	①	②	③	④	⑤	
Ⓐ 日	30年4月1日～31年3月31	5人	0人	0%	0人	0%
Ⓑ 年月日～年月日		0人	0人	0%	0人	0%
Ⓒ 年月日～年月日		0人	0人	0%	0人	0%
Ⓓ 年月日～年月日	人	人	%	人	人	%
Ⓔ 年月日～年月日	人	人	%	人	人	%
申請時	5人	0人	0%	0人	0人	0%

Ⓐ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
定款表決権等第28条各正社員の表決権は平等なるものとする						

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表(次葉)

八

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ」から「Ⓔ」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正社員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓓ」については、上記イに記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓓ」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓓ」については、上記イに記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓓ」)を示したものです。	

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人浦安ダンスパーク	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
役員数		5人	0人	0人	人	人	5人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	人	人	0人

役員の内訳							
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況			
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ
芳井憲一		理事長		○			
永野 満幸		監事		○			
村口雅俊		理事		○			
平松加代		理事		○			
村上永政		理事		○			

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法 人 名	特定非営利活動法人浦安ダンスパーク		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
会計王NPO用	電子保存	随時	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	随時	7年
請求書・領収書綴り	ルーズリーフ	随時	7年
総勘定元帳	ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	随時	7年
領収書(控え)	ルーズリーフ	随時	7年
固定資産台帳	ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人浦安ダンスパーク						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関する特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項目	a	b	c	d	e	申請時	
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
ロ							
項目	a	b	c	d	e	申請時	
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	非営利活動法人 浦安ダンスパーク	チェック欄				
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		レ				
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>						
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10px;"></td> <th style="text-align: center;">同 意</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない</td> </tr> </table>			同 意		<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
	同 意					
	<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
二	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第7表）

法人名	特定非営利活動法人 浦安ダンスパーク
-----	--------------------

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政手の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 レ				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
② 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

「認定基準等チェック表」（第7表）記載要領

項目	記載要領	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「Ⓐ」から「Ⓔ」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓔ」）を示したものです。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 浦安ダンスパーク		チェック欄											
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかるまで、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。														
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合														
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの														
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者														
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者														
二 暴力団の構成員等 ^(注2)														
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人														
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人														
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。														
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人														
6 次のいずれかに該当する法人														
イ 暴力団														
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有・無</td> </tr> <tr> <td>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有・無</td> </tr> <tr> <td>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有・無</td> </tr> <tr> <td>二 暴力団の構成員等の有無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有・無</td> </tr> </table>				1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無			イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無	ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	二 暴力団の構成員等の有無	有・無
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無														
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無													
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無													
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無													
二 暴力団の構成員等の有無	有・無													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding-right: 10px;">はい・いいえ</td> </tr> </table>				2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人			はい・いいえ							
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人														
はい・いいえ														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding-right: 10px;">はい・いいえ</td> </tr> </table>				3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人			はい・いいえ							
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人														
はい・いいえ														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding-right: 10px;">はい・いいえ</td> </tr> </table>				4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人			はい・いいえ							
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人														
はい・いいえ														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">添付書類</td> <td colspan="2">認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">はい・いいえ</td> </tr> </table>				添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）		はい・いいえ							
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）		はい・いいえ											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right; padding-right: 10px;">はい・いいえ</td> </tr> </table>				5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人			はい・いいえ							
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人														
はい・いいえ														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">6 次のいずれかに該当する法人</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>イ 暴力団</td> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 10px;">はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</td> <td colspan="2" style="text-align: right; padding-right: 10px;">はい・いいえ</td> </tr> </table>				6 次のいずれかに該当する法人			イ 暴力団	はい・いいえ		ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ			
6 次のいずれかに該当する法人														
イ 暴力団	はい・いいえ													
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ													

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。